

公益財団法人藤沢市みらい創造財団 ICカード（回数券）取扱規約

（目 的）

第1条 本規約は、公益財団法人藤沢市みらい創造財団（以下「財団」という。）が発行する金銭的価値等をICチップで記録するカード（名称を「公益財団法人藤沢市みらい創造財団 ICカード（回数券）」とし、以下「ICカード」という。）の取扱規約を定め、利用者の利便性の向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 財団は、この規約及びこれに関連して定められた規定を必要な範囲で改定することができる。この場合、財団はあらかじめ改定の時期及び改定内容を財団公式ホームページに掲載する。

2 この規約が改定された場合、以後のICカードに係る取扱いについては、改定された規約の定めるところによる。

3 この規約に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。

（取扱場所）

第3条 ICカードの取扱場所は、財団が管理業務を行う、秩父宮記念体育館、八部公園、秋葉台公園、石名坂温水プール（以下「各施設」という。）とする。

（使用者の同意）

第4条 ICカードを使用する者（以下「使用者」という。）は、この規約及びこれに関連して定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

（契約の成立）

第5条 ICカードの使用に関する契約は、財団が使用者にICカードを発行したときに両者の間において成立する。

（発行手数料）

第6条 ICカードの本体及び発行手数料については無料とする。

（ICカードの入金額と利用可能額）

第7条 利用する際は発行後使用者がICカードの情報処理機（以下「機器」という）において入金が必要とする。なお、ICカードへの入金額と利用可能額については、別表1のとおりとする。利用可能額の上限は、10,000円とする。

2 ICカードへの入金は、現金のみとする。

（ICカード残額の確認）

第8条 ICカードの残額は、各施設の機器により確認することができる。

（使用方法及び制限事項）

第9条 ICカードは、各施設利用券売機の支払いのみに使用することができる。ICカード内の残金不足が生じた場合は現金と併用することができる。

2 利用可能施設は、別表2のとおりとする。

3 ICカードは、各施設における機器により使用しなければならない。

4 ICカードの破損及び機器の故障若しくは天災等によりICカードの内容の読取りが不能となったとき及び財団が別に定める期間でこれらの取扱いがなかったときは、ICカードを使用することはできない。

- 5 偽造、変造又は不正に作成された I C カードを使用することはできない。
- 6 他の割引サービスと併用することはできない。

(制限又は停止等)

第 10 条 財団は、次の各号に該当する場合、I C カードの使用を一時停止、制限、中断又は終了することができる。

- (1) 機器の保守、点検又は障害等の事情により、財団が I C カードの使用が困難であると認めた場合。
 - (2) 財団が I C カードのサービスを中断又は終了した場合。
 - (3) I C カードを使用できる施設が閉館又は休館の場合。
 - (4) その他、やむを得ない事情がある場合。
- 2 前項第 3 号の場合には、財団公式ホームページ等に周知する。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- 3 本条により生じた損害、その他いかなる不利益についても財団はその責めを負わない。

(I C カードの失効)

第 11 条 I C カードの使用又は残額への入金 of いずれかを最後に行った日の翌日から起算して 6 か月間 I C カードの使用がない場合には I C カードは失効となり、使用することができない。

- 2 前項により失効した場合、財団が特に認めた場合を除き、残額の払戻しを請求することはできない。

(I C カードが無効となる場合)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、I C カードは無効として回収し、財団はこれを返却しない。

- (1) 偽造、変造又は不正に作成された I C カードを使用した場合。
 - (2) 使用者の故意又は重大な過失により I C カードが障害状態となったと認められる場合。
 - (3) その他不正行為と認められる場合
- 2 前項各号により生じた損害、その他いかなる不利益についても、財団はその責めを負わない。

(再発行)

第 13 条 I C カードは再発行しない。

- 2 前項に関わらず、使用者の故意又は重大な過失によらない I C カードの破損、不良によって使用することができない場合は、使用者が I C カードを提出し、財団が I C カードの残額を確認することができた場合には、当該残額を新しい I C カードへ引き継ぎ再発行をすることができる。

(払戻し)

第 14 条 財団の責めに帰すべき事由による場合を除き、I C カード残額の払戻しはしない。

(免責事項)

第 15 条 法令又は本規約に定めのある場合を除き、本サービスに関して使用者が被った損害について財団は一切の責任を負わない。

附 則

- 1 この規約は、令和8年8月1日より施行する。

別表1（第7条関係）

施設名	入金額	※()内は利用可能額
秩父宮記念体育館	4, 5 0 0 円	(5, 0 0 0 円)
八部公園	3, 6 0 0 円	(4, 0 0 0 円)
秋葉台公園	2, 7 0 0 円	(3, 0 0 0 円)
石名坂温水プール	9 0 0 円	(1, 0 0 0 円)

別表2（第9条関係）

施設名	利用施設
秩父宮記念体育館	トレーニング室
八部公園	トレーニングルーム プール サウナ・浴室
秋葉台公園	トレーニングルーム プール サウナ・浴室
石名坂温水プール	プール